

令和元年度
第1回やまがた緑環境税評価・検証委員会

資料1

日時 令和元年8月9日(金)
午後3時15分～4時15分
場所 山形県庁 1001会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
○環境エネルギー部長
- 3 やまがたみどり環境税評価・検証委員会委員紹介
- 4 委員長選出
○高谷時子委員による推薦
後藤完司委員を委員長に選出
○委員長あいさつ
委員長から委員長職務代理者を指名
職務代理者：林雅秀委員
委員長から議事録署名人を指名
議事録署名人：荒澤賢雄委員

- 5 議事
報告
(1) やまがた緑環境税の概要について
(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)
資料1-1において説明

(後藤完司委員長)

やまがた緑環境税の概要について資料1を中心に説明をいただいた。委員の皆様の
中のご質問等あればお受けしたい。新たに加わった委員の中でも、これはどうなんだ
ろうというご質問等があればお受けしたい。

(意見なし)

報告

(2) 平成30年度やまがた緑環境税活用事業の実績について

(みどり県民活動推進主幹)

資料2-1、2-3、2-4において説明

(森林整備・再造林推進主幹)

資料2-2、2-4において説明

(林雅秀委員)

森林資源再生事業についてお伺いしたい。

以前の会議の時に、皆伐の面積に対する再造林の実施割合が出されていて、山形県としては100%を目標にしたいとおっしゃっていたと記憶している。かつて人工造林が盛んだった時に植えた場所の中には、あまり人工造林には適してはいない場所もあるので、100%というのはちょっと適切ではないのかとも思う。現状それがどういったことになっているのか、お分かりであれば教えていただきたい。

(森林整備・再造林推進主幹)

再造林率ということでは、平成29年度の再造林の実績として、やまがた森林ノミクス県民会議の資料3にも記載してあるが、平成29年度の再造林率が44%、それから平成30年度が53%ということで、少しずつ増加しているといった状況になっている。

(林雅秀委員)

その再造林率について、今後どれくらいが適切と考えているのか。

(森林整備・再造林推進主幹)

山形県では令和2年度に再造林率を100%にするということで目標を立てて今取り組んでおり、100%を目指して様々な取組みをやっている。なかなか思ったように伸びていないのも事実だが、何とか事業者間との連携を取りながら100%に近づけたいと考えている。

(林雅秀委員)

目標が達せられていない原因がもし何かあれば教えていただきたい。

(森林整備・再造林推進主幹)

まずは、森林所有者の再造林に対する理解がなかなか得られないというのがあり、

そこに対する働きかけをしていかなければいけないと考えている。

それから、再造林を実施する側の課題として、伐採する事業者と植える事業者（例えば森林組合等）が別々に事業活動している。そこを両事業者が連携して伐る前に森林所有者の方に働きかけをして、了解をもらって伐って植えるといったような流れになると、もう少し再造林率も伸びていくのではと考えている。

（佐藤景一郎委員）

さきほど再造林が非常に進まないという原因についてお答えがあった。現場サイドでそれをもう少し申し上げると、実はこの資料の中にもあるが、森林資源再生事業のH30年度実績の27haは、民有林の嵩上げ分でしかない。さきほどの再造林率の資料は、たぶん公社、公団などまで入っている。いわゆる民有林の数字である。

進まない理由の中に、植えた後の管理（保育）が大変だということが、さきほどの理由に加えられる。そういう声が森林所有者の中から非常にある。だから例えば植えた後の5年間ぐらいの保育に対する補助をしていただいて、森林所有者の負担をゼロにしていれば、もっともっと再造林率が上がっていくのではないかというご意見がある。

（森林整備・再造林推進主幹）

確かに保育に対する支援という現場サイドからの要望の声があることも聞いている。そのことについては県と市町村、それから民間事業者などと役割分担しながら、今後の取組みについて検討していきたい。

報告

（3）令和元年度やまがた緑環境税活用事業の計画等について

（みどり県民活動推進主幹）

資料3-1、3-2において説明

（荒澤賢雄委員）

木育の件で、さきほどの県民会議の中でも木育というのは非常に大切だということ、30年度の事業、その前の29年度の事業で活動が定型化してしまっているということをお話しさせていただいた。できれば拡充をしていただきたいというお話をさせていただいたところだが、今日予算を見せていただくと30%のカットになっている。昨年度は380万程度あったのが、280万と大きく減っているわけだが、これは何か理由があるのか。

(みどり県民活動推進主幹)

今のご質問に対してだが、実は予算はこれの倍くらい要求した。その際あげたのが今回始めた人材育成の部分で、初級コースの研修、それと中級コース、上級コースを提案したが、財政サイドから最初からそんなに欲張らずに初級のスタートから始めたらいいのでは、ということで切られてしまった経過があり、落ち込んでいる状況になっている。

今年は、先ほど部長の挨拶にもあったとおり、2回人材養成講座をやったが50人ほど参加いただきとても好評で、引き続きやっていただきたいという意見も多かった。

補足になるが、去年は教材の開発と印刷をしたので、今年は開発がなくなり、印刷の数量削減という経過があり事業予算が減ったということになる。

(環境エネルギー部長)

先ほど説明に使わせていただいた資料1-1をご覧くださいと、その12番のパネルの「豊かなみどりを守り育む意識の醸成」のところで、「もりはすごいなあ」という教材がある。この教材を作ったように、木育の最初のスタートにあたって様々な教材を検討し製作費等が相当掛かっている。その部分について一回作ってしまえばそれを使う形になり、実質的にそれを使って今度は進める形になるため、その経費が掛からなくなり予算が減っているということもある。そのような状況があり、今回の予算の中で特に木育を推進していくことができないというような予算ではないということをご理解いただきたいと思っている。

(荒澤賢雄委員)

様々な理由からこのような予算になったのは十分理解した。ただ先ほど申し上げたように、現場の方から学校から様々な提案があって、それをやっていきたいと部局の方で頑張ったが、なかなか予算の便宜上いつもの活動で終わってしまったと、いわゆる定型化になってしまったというような、平成29年度、30年度の反省があるというように聞いている。できれば活動の幅が広がるような予算の組み立てをしていただく、あるいは事業の中身についてもそのようにしていただけると、現場サイドからは非常にありがたい。

報告

(4) 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）及び森林環境譲与税等の概要について

(森林整備・再造林推進主幹)

資料4において説明

(佐藤景一郎委員)

さきほどの県民会議でも緑環境税と国の環境税の関連性についていろいろとご意見があったかと記憶している。私どもとしては緑環境税の継続の必要性について申し上げたい。

関連性については、やはり県民にしっかりとこれは説明をしていかなければならない分野であろうというように思っている。資料にあるように、令和15年からの全国への譲与額が600億という算出で非常に長期間にわたる。今は譲与税の初年度だが、これから森林所有者へ意向調査が実施される段階に入っている。この意向調査というのは簡単に申し上げると、森林所有者自らが経営管理を行うか、あるいはそれを委託するか、あるいは寄付をしてしまうのか、あるいは回答がない場合もあるので、そういう森林所有者の意向を確認したうえでの対応になるが、最低20年、ここに明示されたとおりの20年をイメージした進め方になろうかと思っている。

一番森林整備で必要なことは、たゆまぬ森林整備だと思っている。そのため、やまがた緑環境税が必要ではないというような議論になると、この、たゆまぬ森林整備が中断されてしまうということになる。今までせっかく築いてきた森林整備が本当にだめになってしまうという観点からも、継続して実施をしていく必要があるのではないかと、そしてある意味時間が経ったときに検証してこれからどうしていくかということを考えるべきではないだろうかと思う。

それともう1点として現実的な話をしたい。新たな管理システムにより市町村に経営管理が委託されると、経営ができる森林とできない森林に分けられる。経営ができるものについては意欲と能力がある業者に委託するわけだが、森林経営計画というのが必要で、その計画がないと間伐も主伐もできないので、森林経営計画を立てることになる。そうすると森林経営計画の中に緑環境税でしたところ、つまり県と協定が結ばれた施業地が中に入り込んでいると、協定の中に20年間皆伐がだめだという一項があって、皆伐ができないことになる。そうすると結果的に伐れない・再造林もできないという支障が出てくることになろうかと思っている。今後、県産木材の安定供給という面もあり、再造林をどんどん進めていくということにもつながるので、その協定のしほりを再造林することを担保に外していただけるような議論をしていただきたい。

(森林整備・再造林推進主幹)

20年の協定について、やまがた緑環境税の中の荒廃森林緊急整備事業を実施する際

に、所有者と県との間で20年間は皆伐しない、それから他への転用もしないといったような協定を結んで、事業を実施することになっている。これまではいったん県で緑環境税を使って整備したところをすぐに手放すまたは皆伐するなどしないように、そういった協定を結んで事業を実施してきたところではあるが、再造林を進めるにあたって、その20年間の協定が足かせとなり、なかなか皆伐ができず再造林ができなといったような声も実際に聞こえている。その辺については今後の検討課題だと思っているので、次回の評価・検証委員会まで検討させていただいて、その内容について改めて御報告したいと思う。

(佐藤さつえ委員)

質問になってしまうが、一般企業というか個人事業主の間でも森林経営計画というものの施業について勉強会などが開かれていて、個人の事業体が森林経営計画を立てて行う場合、森林経営管理制度の範囲と重複したりする場合も出てくると思うが、そういったときの兼ね合いというのはどういうふうにしたらよいのかというのを教えていただきたい。

(森林整備・再造林推進主幹)

この制度ができた背景として、本来であれば林業経営者の方が森林経営計画を立てて、集約化をしてどんどん森林整備を進めていくというのが前提だが、それがなかなか進まないということで、新たな森林管理システムで自ら管理できない部分についてはいったん市町村に預けて、そこで市町村が林業経営できる森林については改めて地域の林業事業体に再委託するもの。その際は同じように森林経営計画を立てて、補助事業を活用して森林整備をすることになるので、ワンクッション（仲介）として市町村が入るようなイメージになる。事業体で自ら森林経営計画を作る場合は、今まで同様に作っていただいて構わない。